

発議17号 別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書案については、反対の立場から討論を行います。

離婚後、子どもに会えない親御さんの苦しさや心情には理解するものです。また、離婚後であっても、実の父母が共同で子どもを育てる共同親権が世界的に広がっていることも理解をしています。

我が党は、子どもの利益を優先に、父や母が離婚しても、父も母も、そして子どもも、それぞれが納得し、互いに面会や交流ができるのはよいことだと考えています。また協議離婚の際は面会交流や養育費について取り決める民法改正案も1997年に提案しています。さらに、国際結婚・離婚にともなうトラブルの解決のために、子どもの奪取禁止を含めた『ハーグ条約』を批准することも大切だと考えています。

しかし、そもそも父と母、どちらか一方がいなければ子どもが健全に育たないという根拠はありません。また離婚原因は千差万別であり、離婚後であっても父母が共同して子どもを育てられる環境や信頼関係が保たれているかどうかも千差万別です。

意見書案文には、「特別な事情がない限り」という前提を付けていますが、読み方・受け取り方次第で、対立が継続・激化していたり、子どもにたいする対応が大きく食い違うなど将来に渡って問題を複雑にしかねないという懸念も払しょくできません。

9月21日付け朝日新聞「オピニオン&フォーラム」という記事の中で、共同親権の推進者の一人から、「親の権利の具体化」を基本的人権とし、「かけがえのない親子の絆を守り、この健全な発達を期するためにも」としています。しかし、その絆さえ守れない理由を作った原因、子どもからの信頼感等々、千差万別にある事実や、当事者の心模様に法律で縛ることより、向き合うことが必要なのではないのでしょうか。

実際に、児童虐待が半年間で3万件を超え、そのうち6割強が子どもの目の前で配偶者らを暴行したり、罵倒したりといった『面前DV』という事実も受け入れるべきです。

ましてや家族の形まで法律で強制しなければならないほど日本人は落ちぶれてもいませんし、法律での強制すること自体、国民的関心の高まりや強い要求はないものにとらえており、共同親権については慎重な検討が必要であろうという立場から、今発議には反対します。

